



市議会3月定例会が3月1日に招集され、小畑市長が行政報告を行いました。その中から、主なものの要旨をお知らせします。

さらに行政の効率化と市民サービスの向上に努めます

～第2次行政改革大綱～

行政システムの確立」として、事務事業を見直し、四月からは納税証明書を全出張所で交付します。また、十二所出張所と花岡出張所でも受け付けていた住民異動、国民健康保険の資格得喪業務などをすべて市民課で実施することになりました。

第三に「都市経営の視点に立った行財政運営」として、平成十二年度から市税の前納報奨金制度の廃止や、市税、国民年金の郵便局

口座からの振替の実施を決定しています。

最後に「職員の能力開発と職場の活性化」として、職員の資質向上のための「人材育成マニュアル」を現在作成しています。これに基づいて職場研修マニュアルも作成し、職員の能力開発などに努めていきます。

今後行政改革推進委員会を中心に、進捗管理に努めていきたいと思っております。

介護保険制度の準備作業順調です

いよいよ四月一日から、介護保険制度が全国一斉に施行されます。

市でも、制度の開始に向けてできる限り準備を進めてきました。

二月十日には、大館市介護保険事業計画作成委員会を開催し、今後、五年間の事業計画について審議しました。会議では、第一号被保険者の保険料基準額を月額二千七百八十五円とすることや相談窓口の充実、苦情処理などの事業が承認されました。また、自立者対策につきましても、大館市老人保健福祉計画の見直し案を提出し、併せて審議されましたが、保険対象外ヘルパー派遣事業、ミニデイサービス事業などの実施について

も承認されています。

一方、昨年十月から開始しました要介護認定業務も順調に進んでおり、二月一日現在では、申請者が千二百五十五人で、そのうち九百四十三人に対して結果の通知を行っております。認定結果の内訳は、要支援者が百二十二人、要介護一が二百七十七人、要介護二が百六十六人、要介護三が百三十五人、要介護四が百四十四人、要介護五が百八人、自立者が五十一人となっています。

二月からは要支援、要介護と認定されたかたがたのケアプランの作成が介護支援事業者などによって行われており、順調に推移して

第2次大館市行政改革大綱は4つの柱で



平成十一年度から向こう五年間を計画期間とする第2次大館市行政改革大綱実施計画の進み具合を報告します。この計画は、基本課題として四つの柱を掲げています。まず「市民参加と連携の促進」として、市政への意見・要望をインターネットによるEメールで受け付ける「e-HOT函」を平成十二年度から開始します。また、各種委員・審議委員の公募制を拡大します。

第二に「時代に即応した新しい